福島県教育委員会平成29年1月定例会会議抄録

- 1 開 催 日 時
- 2 開 催 場 所
- 3 出 席 委 員
- 4 議事内容及び経過
- (1) 開 会
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会 期 の 決 定
- (4) 記録係の指名
- (5) 政策監提出理由説明

平成29年1月20日(金)午後1時30分より

教育委員室(県庁西庁舎9階)

1番 蜂須賀禮子委員、2番 岩本光正委員、3番 高橋金一委員、4番 小野栄重委員、 5番 浅川なおみ委員

午後1時30分、教育長から1月定例会の開会が告げられた。

教育長から、蜂須賀委員と岩本委員が会議録署名委員として指名された。

教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員 に異議なく、そのとおり決定された。

教育長から、高野主査が記録係に指名された。

教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。

政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。

(説明概要)

議案第1号については、平成27年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検

・評価結果について諮るもの。

議案第2号については、教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教育職員の免許状に 関する規則を改正し、所要単位の規定を改めるもの。

議案第3号については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、教育長の臨時代理により、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部改正を行った件について、

事後の承認を求めるもの。

議案第4号については、県立特別支援学校の整備及び校名変更等に伴い、所要の改正を行 うもの。

議案第5号については、平成28年度教育・文化関係表彰のうち、特別功績者「児童生徒 (団体)の部」及び「優秀教職員の部」の被表彰者を決定するもの。

議案第6号については、福島県文化財保護条例に基づき、平成28年度福島県指定天然記念物の追加指定について、福島県文化財保護審議会に諮問するもの。

議案第7号については、福島県高等学校等奨学資金貸与基金の対象となる事業の範囲を広 げるため、所要の改正を行うもの。

議案第8号については、平成29年度福島県公立学校実習助手採用候補者選考試験の合格者を決定するもの。

議案第9号については、平成29年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の 合格者を決定するもの。

報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について、報告するもの。

報告第2号については、平成29年度の教員系職員に係る人事異動関係の日程及び平成2 8年度末の退職校長等について報告するもの。

報告第3号については、県立磐城桜が丘高校の敷地内から県道側にはみ出した桜の立木に、 走行中の自動車が衝突して破損した物損事故による損害賠償請求事件に係る和解案について 報告するもの。

- (6) 会議 (一部) 非公開
- (7) 議
 案
 審
 議

 議
 案
 第
 1
 号

ここで教育長から、本日の審議事項のうち議案第1号から同第4号までを除く議案等について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく非公開と決定された。

平成27年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果(議案第1号) について、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり 可決された。

高橋委員:自分手帳の利用状況について、きちんと利用されているのかを確認したいというのが一つと、もう一つは、勤務時間を改善するために、色々と各学校で涙ぐましい努力を続けており、数字で処理できるものは、各学校のネットワーク等も使って、できるだけ処理を簡略化しているようだが、そのようなことこそ、すべての学校で共有して、少しでも事務時間が短くなるようにすべきだと思う。

この点について、そのような動きは今あるのか。

健康教育課長:自分手帳については、一昨年の11月に、県内のすべての小学4年生から高校1年生までに配付しており、実質的な使用については、今年度になってから始まったところであり、その内容については、運動、健康及び食事の各項目から成り立っており、体力テストや身体測定の結果であるとか、食育習慣の取組などを自分で記録していくものである。

4月当初の身体測定から、6月から10月あたりまでに行われる体力測定などに おいて、各自、活用しているところである。 また、今年度が実質的に一年目ということで、体育系の教員や養護教諭等を対象とした研修会を開催し、教員の間での情報共有を図っている。

さらに、現在、この取組を推進するためのポスターを作成しているところであり、 各学校に配付して来年度以降の自分手帳の活用を、より活性化させようと考えている。

教育総務課長: 今回の「点検・評価」は、平成27年度に実施された事業等を対象とするものであるため、平成28年度が実質的に一年目となる自分手帳については、仮に、この「点検・評価」に入れていくことにしても、来年度からその対象となることになる。

教 育 長:もう一つの「勤務時間の短縮」については、どうか。

また、例えば運動会の発議に関する書類や、各教科で作成した教材など、校務分 掌の上で、毎年、別な職員に引き継がれるような書類については、電子ファイルで 作成し、学校のサーバ内などに保管しておき、職員間で電子ファイルで共有するこ とにより、一から作成しなくても良いようにしている。

今年度の変更箇所のみを修正したり、又は、自分のクラスに合うように、カスタマイズすることなどができるようにしている。

高橋委員: 例えば、伊達中学校あたりは、通知表の電子ファイル化をすでに行っているわけだが、その他の中学校でも同じようなことができれば、相当、事務量が減るのではないのか。

すでに良い取組をやっているところと同じことを、他のすべての学校にも反映させるように、最もうまくやっているところの取組を標準化させて、少しでも事務が楽になるようにしてほしい。

教育総務課長:「39ページ目」の「代表的な取組の進捗状況」のところに「教員の勤務の適正 化と負担軽減」があるが、この中に「校務分掌の見直し」や「多忙化解消」のため の取組が記載されており、「勤務時間の短縮」は、この部分に位置付けられるもの と考えられる。

なお、ここで紹介されている「学校運営の効率化のための実践レポート集」には、 ICT技術の活用や、学校事務の適正化の具体的な事例が入っており、そういった ものを全学校で共有していくこととなっているが、今話のあった伊達中学校の事例 なども踏まえて、教員の子どもたちと向き合う時間の確保や、多忙化の解消を図っ ていきたい。

ただし、定量的なものではないため、一番最後に付いている「指標の一覧表」の 方には、関連するものはない。

▼ 青 長: 重要な点であり、今後、効果の上がるような横の展開にも力を入れていきたい。

岩本委員: その次の「40ページ目」に「今後の取組の方向性」という項目があり、そこに、

「②」で「平成28年度から労働安全衛生法に基づくストレスチェック」をすべての教職員に対して実施すると記載されているが、今年度のストレスチェックについては、すでにすべての教職員に対して実施済みであるのか。

また、法律によると、確か従業員が50人以上の事業所には、必ず産業医を一人は置かなければならないはずだが、そのような条件を満たすすべての学校については、すでに産業医が一人ずつ置かれているのか。

もう一点、「福島議定書」への参加校の割合については、増えたり減ったりしており、昨年度は「42.1%」もあったようである。

しかし、震災後は特に、エアコンを設置する学校も多く、電気の使用量も増える ため、定められた目標値を達成することは、非常に困難かと思われるが、それでも このような取組にあえて参加させる意味があるのか、そのへんのところについても 尋ねたい。

福利 課長: 今年度のストレスチェックの実施状況について、県立学校については、労働安全 衛生法の改正を受けて、すでに全教職員に対して実施済みである。

また、産業医の設置状況については、従業員が50人以上となるすべての所属に おいて、すでに設置済みである。

義務教育課長:「福島議定書」の件については、各学校の取組状況にもよるが、参加することによって、子どもたちが水道や電気などの使用量をできるだけ減らすように努力し、 その結果として、無駄使いが減るというメリットがあるものと思われる。 我々としては、子どもたちに「福島議定書」に参加してもらうことで、子どもた ちや教職員の省エネに向けた意識を高めてもらうというメリットがあるものと考え ているため、今後とも参加校の割合が増えるように努力していきたい。

昨日も、小中学校の校長会長に対し、この件に関して「エアコンの増設により電気の使用量が増えているが、他の頑張っている学校の足を引っ張っては申し訳ないので、参加を遠慮していると考えている学校もあるだろうが、そうではなくて、やはり積極的に参加していただいて、各学校の子どもたちや教職員が省エネに対する意識を高めていくこと、そして、そのような取組が今後につながっていくことの方が重要である。」と説明してきたところである。

- 岩本委員: 平成27年度は、私自身が、この「福島議定書」に参加した高校のPTA会長を つとめていたが、そのような話は、まったく聞いたことがなかったため、その成果 について質問してみたところである。
- 浅川委員:「25ページ目」と「50ページ目」にある「中高一貫教育」について尋ねたい。 この中では「学力向上」ということで、ずいぶん記載されているようだが、例えば「会津学鳳」のような学校を、今後、増やす予定があるのか。

顕著に学力向上につながるように見えるが、他の進学校との関係もあるかと思われるため、そこのところを、今後どのように調整していくのか尋ねたい。

もう一点は、「29ページ目」にある「家庭教育」についてだが、どこまで教育 委員会や学校が「家庭教育」に入り込むべきなのか、また、具体的な線引きはどこ かという点について、私自身、良く分からないのだが、この点についてはどうか。 高校教育課長:まず、中高一貫教育の現在の状況については、連携型という、既存の高校とその 周囲の中学校が連携によって、中高一貫教育を行っているところとして、田島高校 や塙高校、相馬東高校、そして、ふたば未来学園高校などがある。

また、併設型としては、会津学鳳高校や、平成31年4月を目途に開校する予定である、ふたば未来学園の中学校がある。

このような中高一貫教育については、今後10年間を目途に教育委員会において 策定するところである「県立高等学校改革計画」の中に位置付けられているもので あるが、同計画については、現在、学校教育審議会で審議中である。

社会教育課長:家庭教育に教育委員会が、どこまで関わるべきなのかという点については、大変 難しい問題ではある。

ただし、学校教育が充実していくためには、どうしても家庭及び地域の協力が不可欠であることから、教育力を上げていくためにも、この三者において協力していくことが必要なものと考える。

例えば「食育」の問題一つを取ってみても、学校でいくら一生懸命に生徒を指導 しても、家庭での指導がなければ、やはり十分な成果は上げられないし、この点は、 「スマートフォン」など別の問題でも同様である。

このため、我々としても、家庭、地域と学校の連携が不可欠であり、ある程度、 家庭にも踏み込んでいかないと、学校教育も成り立たないものと考えている。

浅川 委員: 今、家庭教育を担っている親を育てたのも、学校教育のわけであるから、今の子 どもたちが親になったときに、家庭教育に踏み込まなくて良い教育が必要では。 小 野 季 員: 一番最後のところに「指標の一覧表」が付いており、その中で「▲」のところが 問題かと思われる。

その中でも、特に私が気になったのは、ここにきて「不登校の件数」が増えてきている点である。

福島県というのは、もともと「不登校の件数」が非常に少ない県であったはずで、 それが震災のせいだと言ってしまえば、確かにそれまでのことなのだが、震災以外 では、どのような原因が考えられるのか、まず一点、尋ねたい。

あともう一つ気になる「▲→▲」のところが、「インターンシップ実施校の割合」 であり、特に「普通高校」での実施割合が、なかなか伸びないようである。

何が原因で、どのような壁があるのか、ということだと思うが。

ちなみに、平成28年12月には、磐城高校において、一年生全員320名が、 学校のカリキュラムとしてインターンシップを体験したところであるが、普通高校 の進学校でも、このように学校のカリキュラムに入れることで、全生徒にインター ンシップを体験させることは、十分可能だということである。

今回の評価の対象は、あくまでも平成27年度であるため、何とも言えないのだが、今後は「▲→▲」のところを重点的につぶしていく必要がある。

この点について、どのように考えているのかを尋ねたい。

義務教育課長:まず一点目の「不登校の件数」についてである。

先ほど、小野委員の方から話があったとおり、本県は、かつては「不登校の件数」 が非常に少ない県であった。 具体的には、平成22年度には、全国で少ない方から2位であったが、その後に 震災もあって増加し、直近の平成27年度には、全国平均よりはまだ少ないのだが 小中学校合わせて全国で22位となり、1,800人を超える子どもたちが不登校 の状態であった。

その原因については、やはり、大震災の影響が大きいものと考えられる。

何度も何度も転校を余儀なくされたり、仮設住宅での不便な生活を余儀なくされるなど、その影響は、我々が普通に想像するよりも、大変大きなものであると思われる。

それ以外の原因について調べていくと、小学校の方では、家庭に起因する問題が 多く、また、中学校の方では、友人関係や学習面、学力面での問題が多い点が判明 している。

そして、これらの問題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャル ワーカーを各学校に派遣するなどにより対応しているところである。

また、間もなく、本県で独自に作っている不登校対応の指導資料の改訂版が完成 するところであるが、それに「チームとしての取組」を記載している。このような 資料も活用して不登校対策をより一層強化していきたいと考えている。

高校教育課長: 二点目の「インターンシップの件」についてであるが、現在、各高等学校には 「進路アドバイザー」が配置されており、以前は、3年生の就職指導しか行ってい なかったが、平成28年度からは、1・2年生の指導や、進学後においてもきちん と就職できるようにするための指導も行うこととしている。 3年生に対しては、地域の事業所と連携して、まさにインターンシップを実施したり、また、1・2年生に対しては、地域の事業所と連携し、卒業・進学後の就職に向けた指導や情報提供なども行っており、特に、就職に向けた手厚いサポートを展開しているところである。

現時点においてすでに、福島県においても人口減少対策が喫緊の課題であることから、子どもたちが最終的には地元である福島県で就職し、福島県内に定着できるような方向性を目指している。

福島県内にも、世界に冠たる有名なベンチャー企業が存在するため、今後、是非 新たな産業を創出する起爆剤になってもらいたいし、また、子どもたちがやりたい 仕事は、この福島の地にも必ずあるはずである。

数多くの将来性のある地元の企業と、地元の子どもたちがきちんと出会えるよう、 我々としてもこの両者の仲介人となれるように、現在、積極的な就職支援を行って いるところである。

また、先ほど義務教育課長より、不登校の件について説明があったが、高校においても、年度によってその件数に増減が認められるところであるが、一番、各高校において課題として考えているのは、「親の心、子知らず」といわれた時代から、今は「子の心、親知らず」ということもある時代に変わったということである。

その反動として「不登校」という形で出てくれば、私としてはまだ救われた方であり、突然、究極的な手段に出られるかもしれないという点が、非常に危惧されるところである。

そのようなことがないように、校長会などでは、常々「指導を徹底していただきたい」とお願いしてきたところであるが、その具体的な指導方法としては、「私よりも先に死ぬなよ。私よりも先に死んでもらっては困る」旨を校長から子どもたちに、常々、話をするようにしてもらっている。

そのような取組が、不登校になっている子どもたちにとっても、次の段階に進む前の一つの「歯止め」や「一筋の光明」にもなっているものと思われるため、今後とも続けていきたいと考えている。

議 案 第 2 号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(議案第2号)について、義務教育 課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

浅川委員:初歩的なことを質問して大変申し訳ないが、この表の中の各数字は、何を表しているのか。

義務教育課長:これらの数字は「単位」を表している。

例えば、幼稚園教諭の免許を持っていて、小学校教諭の二種免許状を取得しようとする場合には、小学校での在職経験が1年以上あれば、その表にあるとおり「7」 足す「1」足す「2」の合計「10単位」で取得できることになる。 議 案 第 3 号

教育長臨時代理による処理事案(福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する 規則関係)の承認(議案第3号)について、高校教育課長より説明があった後、全員に異議 なく原案のとおり可決(承認)された。

議 案 第 4 号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(議案第4号)について、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

蜂須賀委員: この校名の変更に伴い、やはり、費用はかかるのか、また、その予算は確保できるのか。

特別技機前職:この校名の変更に伴い、公印や校章、そして門標などの表示関係について、変更 する必要があるが、これらに必要な経費については、すでに財政当局からも内諾を いただいている。

> また、封筒やスリッパ、体育館ステージの緞帳などの校名については、PTAや 児童生徒後援会などとも連携して、今後順次、変えていきたい。

峰須賀委員: 名前を変えることに関して、色々な問題が出ていたが、その理由が分かった。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

(8) 前回会議録の承認

教育長が、平成28年12月定例会会議録(案)について、その承認の可否を諮ったところ、 全員に異議なく、これを承認することに決定された。

(9)	議	案		審	議	
	議	案	第	5	号	平成28年度教育・文化関係表彰(議案第5号)について、職員課長より説明があった後、
						全員に異議なく原案のとおり可決された。
	議	案	第	6	号	┃ ┃ 平成28年度福島県指定天然記念物の追加指定に係る諮問(議案第6号)について、文化財
						課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
	議	案	绺	7	号	福島県高等学校等奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例案(議案第7号)について、
	戓	采	舟	1	Þ	
						高校教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
	議	案	第	8	号	平成29年度福島県公立学校実習助手採用候補者選考試験の合格者(議案第8号)について、
						高校教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
	議	案	第	9	号	平成29年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の合格者(議案第9号)につ
						いて、特別支援教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10)	報	4	告	事	項	
	報	告	第	1	号	┃ ┃ 教職員に対する訓告処分等の内容(報告第1号)につき、職員課長より説明があった後、
	,,,,	•	21.		•	全員に異議なく了承された。
						上京 元 元 元 1 元 1 1 1 1 1

報 告 第 2 号

平成29年度人事異動(教員系)(報告第2号)について、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長より説明があった後、全員に異議なく了承された。

報 告 第 3 号

和解案(県立磐城桜が丘高校立木事故関係)(報告第3号)について、職員課長より説明があった後、全員に異議なく了承された。

(11) 次 回 の 日 程

次回の定例会について教育総務課長から、平成29年2月10日(金)午後1時30分より 開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。

(12) 閉 会

午後3時16分、教育長から閉会が告げられた。

上記の記録が正確であることを認め、ここに署名する。

平成29年2月10日